

松本市役所広告付き庁舎案内板（デジタルサイネージ）
設置・運用業務事業者募集要項

1 目的

松本市では、わかりやすい庁舎案内板や市内全域図等を設置し、市有財産の有効活用を図りながら歳入を確保するとともに、市民サービスの向上を目的として、広告付き庁舎案内板設置・運用業務事業者（以下「設置事業者」という。）を募集します。

2 事業内容

(1) 業務名称

松本市役所広告付き庁舎案内板（デジタルサイネージ）設置・運用業務

(2) 業務内容

別添「設置・運用業務仕様書」のとおり

3 応募資格要件

次の要件をすべて満たす法人又は個人に限り、応募することができます。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条に規定する更生手続き開始の申立てがなされている者でないこと（同法第199条に規定する更生計画認可の決定を受けている者を除く）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に規定する再生手続き開始の申立てがなされている者（同法第174条に規定する再生計画認可の決定を受けている者を除く）でないこと。
- (3) 自己又は自社の役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同法第2条第6号に規定する暴力団員でないこと及びこれらの者と密接な関係を有する者のいずれでもないこと。
- (4) 法人にあっては、市税、消費税、地方消費税及び法人税に滞納がないこと、個人にあっては、市税、消費税、地方消費税及び所得税に滞納がないこと。
- (5) 本市の指名停止期間中の者でないこと。
- (6) 他の地方公共団体において実績を有していること。
- (7) 仕様書に示す内容を履行できる者であること。

4 設置場所等

(1) 場所

松本市丸の内3番7号 松本市役所東庁舎1階 市民ロビー

(2) 開庁時間

8時30分から17時15分まで

(3) 閉庁日

土曜、日曜、祝日及び年末年始（12月29日から1月3日まで）

5 設置に伴う留意事項

- (1) 地方自治法第238条の4第2項第4号に基づく貸付契約として設置します。設置期間は、令和9年4月1日から令和12年3月31日までとします。
- (2) 次の費用は、設置事業者の負担とします。
 - ア 案内板設置・運用に係る電気料金（製品カタログ等により申告する消費電力を基に算出し、電気料を支払うこと）
 - イ 案内板（庁舎案内、市内全域地図及び周辺地図）の制作、設置及び撤去
 - ウ 広告主の募集、広告の作成、掲載及び撤去
 - エ 案内板の破損、汚損や公共施設等の変更及び広告主の変更等に伴う措置
 - オ 1年に1回以上、地図情報の更新及び地図の貼り換え
 - カ 案内板内における庁舎案内表示の変更等に伴う措置
 - キ その他デジタルサイネージの設置、維持管理及び撤去に要する一切の費用
 - ク 契約終了による原状回復
- (3) デジタルサイネージに掲載する内容は、市が所有する動画等の電子情報を活用できるものとし、USBメモリー接続等により情報を入力できるものとします。

6 応募方法

(1) スケジュール

項目			日程
1	募集要項等の公表		令和8年10月5日（月）
2	質問の受付	受付	令和8年10月5日（月）から 令和8年10月9日（金）まで
		回答	受付後、ホームページにて回答します。
3	提案書の受付		令和8年10月5日（月）から 令和8年10月23日（金）必着まで
4	結果の公表及び応募事業者への結果通知発送		令和8年11月13日（金）（予定）
5	運用開始		令和9年4月1日（木）（予定）

(2) 仕様書等に対する質問等

仕様書等に対する質問等は、次により文書で行ってください。

ア 提出場所

住所 〒390-8620 松本市丸の内3番7号

松本市役所 契約管財課 管財担当

E-mail keiyaku@city.matsumoto.lg.jp

イ 提出期間

上記(1)スケジュールのとおり

ウ 質問書の書式

任意様式（質問内容がわかるように具体的に記載すること。）

エ 提出方法

書面にてE-mail、持参又は郵送により提出すること。（電話、ファックス不可）

オ 質問書に対する回答

受付後、松本市ホームページに掲載します。

(3) 提案書の受付

ア 受付期間

上記(1)スケジュールのとおり

イ 提出方法

持参又は郵送により提出すること。（E-mail、ファックス不可）

ウ 提出先

〒390-8620 松本市丸の内3番7号

松本市役所 契約管財課 管財担当

エ 提出書類

(ア) 参加表明書（様式第1号）

(イ) 誓約書（様式第2号）

(ウ) 印鑑登録証明書（法人の場合は印鑑証明書）

(エ) 住民票記載事項証明書（法人の場合は法人登記簿（履歴事項全部証明書又は現在事項証明書））

(オ) 国税の納税証明書（納税証明書の種類「その3の2又はその3の3」）

(カ) 松本市税関係情報の閲覧等に関する同意書（様式第3号）（本市に納税義務がない場合は申立書兼同意書（様式第4号））

(キ) 会社概要（会社案内のパンフレット等）

(ク) 財務諸表

応募事業所の過去3か年の決算財務諸表（損益計算書、貸貸対照表、キャッシュフロー計算書）

(ケ) 提案書（任意様式）

別添「提案書作成要領」を参照

オ 提出部数

各1部

※全て原本を提出してください。（証明書は発行後3か月以内のものに限ります。）

7 選考方法等

(1) 対象

提出期限内に提出された書類の審査を行い、必要な資格を満たしている者を設置事業者の選考対象とします。

(2) 選考委員会

ア 「松本市役所広告付き庁舎案内板（デジタルサイネージ）設置・運用業務事業者に関する選考委員会設置要綱」に基づき設置する選考委員会の審査によって選考します。

イ 提出書類等に基づき、評価点の合計点数の最も高かった1社を設置事業者に選定します。

ただし、貸付契約を締結するまでの間に設置事業者から辞退の意思表示があった場合又は、設置事業者が正当な理由なく貸付契約を行わない場合であって、本市が設置事業者の決定を取り消した場合は、合計点数が高い順に応募事業者と順次協議した上で、新たに設置事業者として決定することができるものとします。

(3) 評価基準

別添「松本市役所広告付き庁舎案内板（デジタルサイネージ）設置・運用業務の契約候補者選考基準」に基づき総合的に評価します。

評価区分		評価項目	評価の視点	配点
事業提案に関する評価A	案内板の機能	1 案内板仕様	(1) 規格、素材、耐久性の面で優れている。 (2) 色合い・デザイン等が設置場所の雰囲気に調合している。	20
		2 庁舎案内	(1) 多様な来庁者（高齢者、障がい者、外国人等）に対する工夫や配慮がなされている。	
		3 市内全域図、市役所周辺図	(1) 提供する情報が来庁者の利便性向上に資するものである。	
		4 特産品、ポスター等の紹介モニター	(1) デジタルサイネージを利用した創意工夫がある。	
	設置運営方法	1 提供情報の運用方法	(1) 定期的及び随時の情報更新が適切に行われるものとなっている。 (2) 提供する情報の運用が、市に負担なく行える。	10
		2 設置方法	(1) 案内板は固定され、転倒・落下・破損等の安全面への配慮が十分である。	
	広告運用方法	1 広告主募集方針	(1) 市内に営業所がある企業を掲載する等の配慮がある。 (2) 広告料金の設定及び募集方法等が妥当である。	10
		2 苦情その他のトラブル対応	(1) 苦情その他のトラブルに対処できる体制が確立している。	
	事業推進体制の確保	1 財務状況	(1) 過去3か年の財務諸表において、営業利益を出し、かつ、最終損益に損失が発生していない。 (2) 流動資産は、流動負債を上回っている。	10
		2 業務実績	(1) 過去に国又は地方自治体等の管理する施設において事業を運営した実績がある。	
		3 実施体制	(1) 法令及び市の関係規定等を遵守して事業を遂行する能力がある。 (2) 事業を実施する必要かつ十分な組織・人員体制が確保されている。	
小計（A）				50
価格に関する評価B	納付金額	(1) 市に納付する納付金（市有財産貸付料）の金額 (2) 積算根拠が具体的に示されており、収支計画と整合し、かつ、妥当性がある。	50	
小計（B）				50
合計（A＋B）				100

(4) プレゼンテーション及びヒアリングの実施

書類選考のみとし、実施しませんが、必要に応じて電話等でヒアリングを行います。

(5) 選考結果の通知

ア 通知予定日

「6 応募方法 (1) スケジュール」のとおり

イ すべての応募事業者に対し文書で選考結果を通知するとともに、ホームページで公表します。審査の経緯については非公開とします。

ウ 結果について意義の申立ては一切認めません。

8 失格要件

次のいずれかに該当する場合は、失格とします。

(1) 提案参加要件・提案書類

ア 提案書類に虚偽の記載があった場合

イ 提出書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合

ウ 指定した提出書類の提出方法、提出先、提出期限を満たさない場合

エ 提案締切日時点において、提案参加要件を満たしていない場合

(2) 評価・審査

ア 提案書記載項目のいずれかに対する全ての選考委員による評価点が0点の場合

イ 事業提案に関する評価点の得点率が70パーセントに満たない場合

ウ 提案書上の作業スケジュールが運用開始予定日までに組まれていない場合

エ 要求仕様書の項目において、一つでも記載がない又は記載内容が判然としない項目がある場合

(3) その他

ア 審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合

イ その他、本要件の内容に違反する場合

9 設置事業者決定後の手続き

(1) 設置事業者は、別途市が指定する期日までに、市有財産貸付申請書（以下「申請書」という）を提出し、市有財産賃貸借契約書により契約を締結します。

(2) 正当な理由なく、当該期日までに申請書を提出しないときは、設置事業者の決定を取り消すことがあります。

10 その他

(1) 提出期限以降における提案書の差替え及び再提出は認めないものとし、提案書は返却しません。

(2) 技術評価審査で全参加者が失格となった場合は、提案参加者を対象に再提案を求めることがあります。

(3) 採用提案内容を尊重しますが、採用提案以外に優れた提案内容があった場合には、その提案者の了解が得られる範囲で採用案に取り入れられることとします。

(4) 自然災害の発生その他不測の事態が発生した場合は、予告なく日程を変更し、又は募集を取

りやめることがあります。この場合、応募事業者は、市にその損失等を請求することはできません。

- (5) 提案書類は松本市情報公開条例（条例第72号）に基づく公開請求により公開する場合があります。
- (6) 設置事業者は、松本市役所広告付き庁舎案内板（デジタルサイネージ）設置・運用業務の実施にあたり、この募集要項に記載のない事項等で疑義がある場合は、市と誠実に協議するものとしします。